

仕 様 書

1 貸付物件

物件番号	区分	施設の名称 (所在地)	設置場所	貸付面積 (幅×奥行)	設置 台数	位置図	販売品目	その他 の条件
1	土地	愛媛県立今治西高等学校 (今治市中日吉町三丁目5番47号)	二号館西側 渡り廊下横	1.50 m ² (1.50m× 1.00m)	1台	別紙1 のとおり	乳飲料、清涼飲料水等 (紙パック)	別紙1 のとおり
2	土地	愛媛県立今治西高等学校 (今治市中日吉町三丁目5番47号)	二号館西側 渡り廊下横	1.50 m ² (1.50m× 1.00m)	1台	別紙1 のとおり	清涼飲料水等、バランス栄 養食品、栄養補助食品 (缶、瓶、PETボトル等)	別紙1 のとおり
3	土地	愛媛県立今治西高等学校 (今治市中日吉町三丁目5番47号)	二号館西側 渡り廊下横	1.50 m ² (1.50m× 1.00m)	1台	別紙1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、瓶、PETボトル等)	別紙1 のとおり (災害救援 ベンダー)
4	土地	愛媛県立今治西高等学校 (今治市中日吉町三丁目5番47号)	二号館西側 渡り廊下横	1.80 m ² (1.80m× 1.00m)	1台	別紙1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、瓶、PETボトル等)	別紙1 のとおり
5	土地	愛媛県立今治西高等学校 (今治市中日吉町三丁目5番47号)	二号館西側 渡り廊下横	1.80 m ² (1.80m× 1.00m)	1台	別紙1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、瓶、PETボトル等)	別紙1 のとおり
6	土地	愛媛県立今治西高等学校伯方分校 (今治市伯方町有津甲2358番地)	体育館 南壁面中央	3.10 m ² (3.10m× 1.00m)	1台	別紙2 のとおり	清涼飲料水等 (缶、瓶、PETボトル等)	別紙2 のとおり (災害救援 ベンダー)

注1 貸付面積は、自動販売機本体の設置部分に加えて、放熱余地及び転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備の設置部分を合わせた面積である。

注2 参考資料は別紙1の3及び別紙2の3とおりである。

2 電気料金及びその他必要経費

電気料金は設置者の負担とし、物件番号1～5については、直接電力会社に支払い、物件番号6については、その使用実績に基づき県が算定した額を県に支払うこと。(自動販売機専用の電気使用メーター及び算定するための子メーターは、設置者が自らの負担で設置する。)

なお、自動販売機を設置している施設に関し、耐震工事等を行うため設置済みの自動販売機を施設内で移設させる必要が生じた場合についても、移設にかかる費用は設置者の負担とする。

3 転倒防止措置

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付規準」(自動販売機据付規準策定委員会作成)を遵守した転倒防止措置を講じること。

4 付属設備

自動販売機、転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備は、物件ごとに示した場所に貸付面積を超えないものを設置すること。

5 販売実績の報告

次回入札の参考資料とするため、設置者は、年度の販売実績(1台ごとの販売数量、販売金額)をとりまとめ、翌年度4月末日までに施設管理者に販売実績報告書(任意の様式で可)を提出すること。

6 使用上の制限

- (1) 賃貸借契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。
- (2) 県の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 販売品目は、物件ごとに本書記載のとおりとし、標準販売価格（定価）を上回る価格での販売は行わないこと。

7 維持管理責任

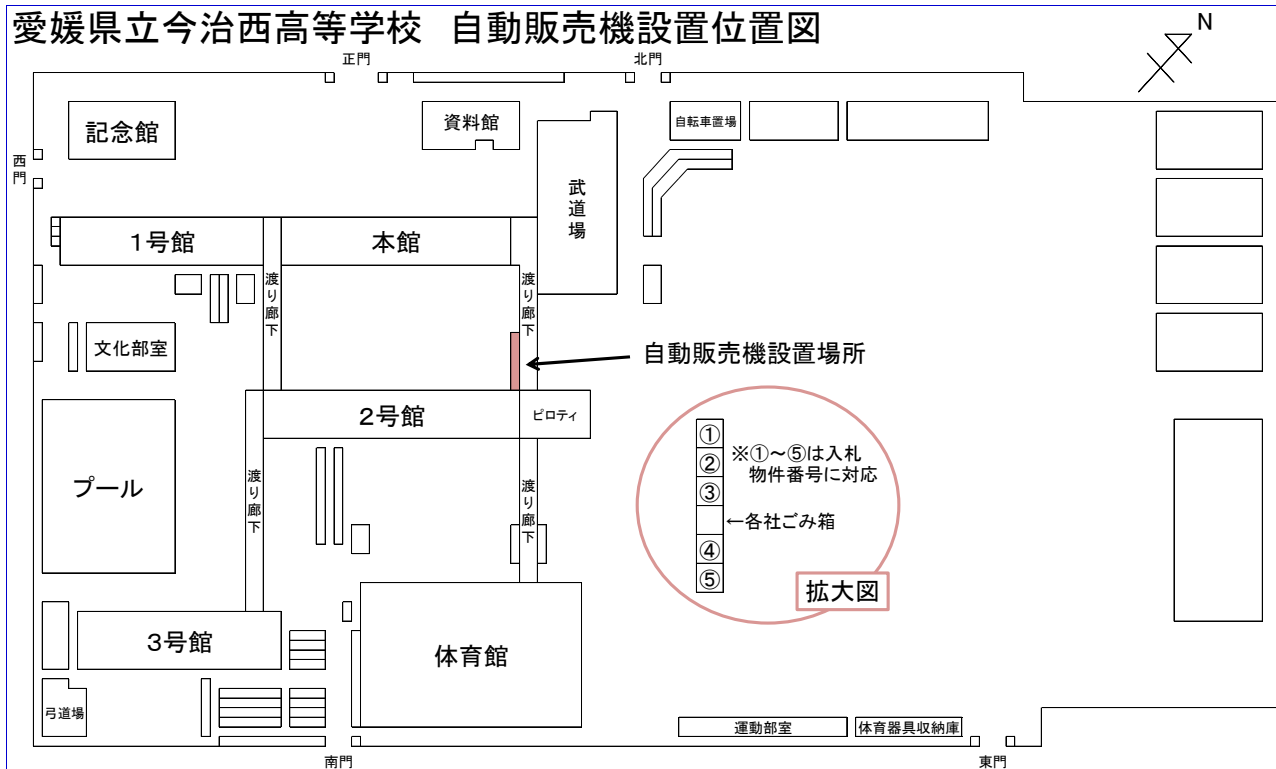
- (1) 販売品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置者が責任をもって行うこと。
また、販売品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 使用済み容器回収ボックスは、販売品の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (4) 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

8 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。

また、設置者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益費その他一切の費用について、県に対し、その償還等の請求をすることができない。

1 位置図



2 その他の条件

(1) 販売品目及び販売価格

販売品目は生徒の健康を考慮したものとし、酒類の販売は不可とする。販売価格は生徒の経済的負担を軽減するため、下記にある単価以下とする。なお、下記標準販売価格（定価）は、公告時点のものである。

○紙パック

標準販売価格（定価）90 円の商品	60 円以下
標準販売価格（定価）110 円の商品	90 円以下

○缶・瓶・ペットボトル

標準販売価格（定価）130 円の商品	90 円以下
標準販売価格（定価）160 円の商品	110 円以下

○バランス栄養食品、栄養補助食品

標準販売価格（定価）210 円の商品	190 円以下
標準販売価格（定価）130 円の商品	110 円以下

※ 上記基準によらない商品については、施設管理者と協議のうえ単価を決定する。

※ 販売価格（定価）の値上げ等、経済情勢の変動その他の状況により単価の改定を要すると認められる場合は、施設管理者と協議のうえで単価の変更をできるものとする。

(2) 災害救援ベンダー

物件番号3については、以下の条件による災害救援ベンダーを設置することとする。

○愛媛県災害対策本部設置時または当該施設に避難者の受入があったとき（以下「災害時」という。）に、施設管理者の操作により在庫商品が無償提供できる機能へ切り替えることが可能な機種であること。

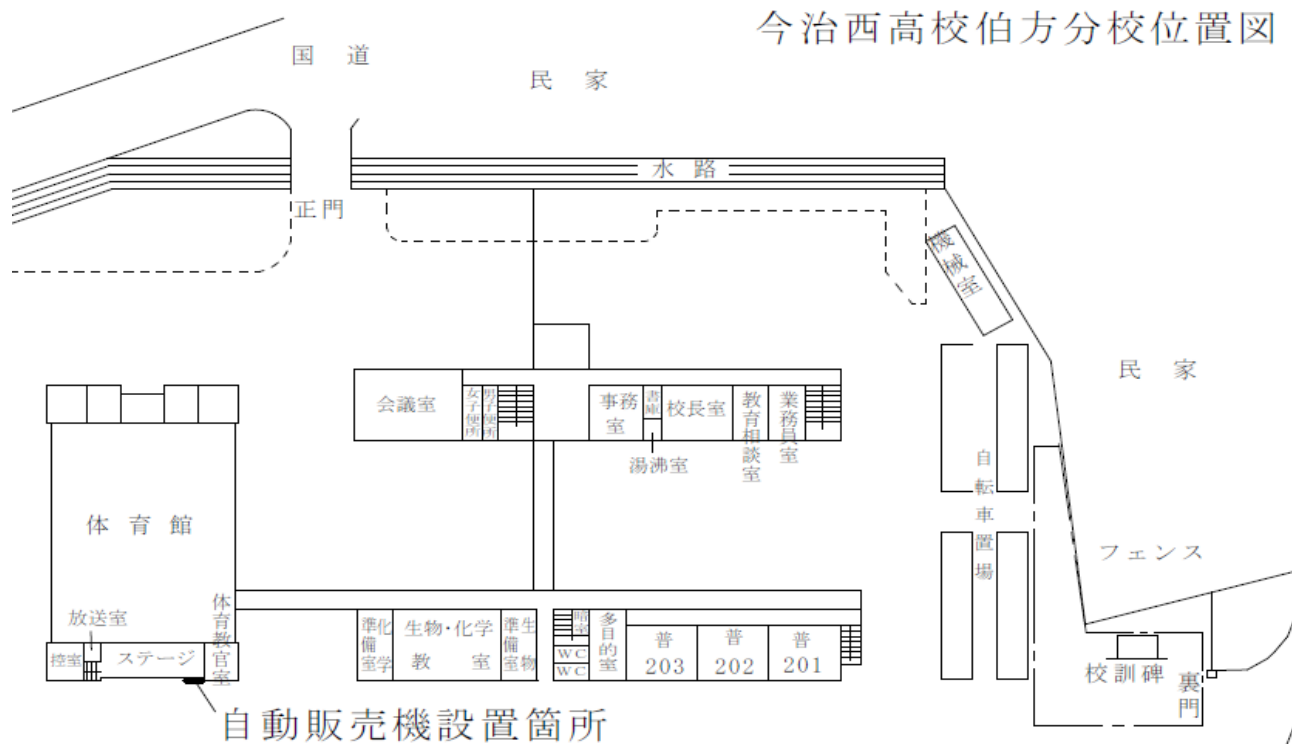
○災害時は施設管理者の文書による要請（急を要する場合は電話その他の方法により、事後に文書を送付）に基づき、在庫商品が無償提供すること。

3 参考資料

物件 番号	前年度の庁舎管理料 (注)	前年度の販売数量	今年度の職員数、生徒数等 (令和元年5月1日現在)	その他
1	電気料金 23,486 円	紙バック 3,972 本	生徒数 963 名 教職員数 85 名	
2	電気料金 38,862 円	缶・瓶・ペットボトル 24,092 本		
3	電気料金 56,908 円	缶・瓶・ペットボトル 10,119 本		現在、災害救援ベンダー
4	電気料金 38,086 円	缶・瓶・ペットボトル 16,429 本		
5	電気料金 46,542 円	缶・瓶・ペットボトル 17,519 本		

注 現在設置している自動販売機について、前年度に自動販売機設置者が電力会社に支払った電気料金である。

1 位置図



2 その他の条件

(1) 販売品目及び販売価格

ア 次の表に掲げる販売品目、内容量、容器の種類及び販売価格に準じたものとする。

販売品目	内容量	容器の種類	標準販売価格	販売価格
清涼飲料水等	600 ml・g以下	缶 ペットボトル 瓶	160 円	150 円以下
			150 円	140 円以下
			140 円	130 円以下
			130 円	120 円以下
			120 円	110 円以下
			110 円	100 円以下

イ 販売品目の種類は次のとおりとする。

- ・清涼飲料水（スポーツ飲料水、ジュース、コーヒー等）等とすること。
- ・酒類の販売は不可とする。

ウ 販売価格は生徒への経済的負担軽減のため、公告時点での標準販売価格（市場価格）より 10 円以上の値引き後の金額とすること。ただし、経済情勢の変動等により価格の改定を要すると認められた場合は施設管理者と協議の上変更できるものとする。

エ 2の(1)アからウに記載されていること以外のことで、施設管理者および設置者との間で協議を要すると認められる場合には、両者合意の上で変更および決定する。

(2) 災害時の対応

以下の条件による災害救援ベンダーを設置することとする。

ア 愛媛県災害対策本部設置時または当該施設に避難者の受入があったとき（以下「災害時」という。）に、施設管理者の操作により在庫商品を無償提供できる機能へ切り替えることが可能な機種であること。

イ 災害時は施設管理者の文書による要請（急を要する場合は電話その他の方法により、事後に文書を送付）に基づき、在庫商品を無償提供すること。

3 参考資料

物件 番号	前年度の庁舎管理料 (注)	前年度の販売数量	今年度の職員数、生徒数等	その他
6	電気料金 18,712 円	ペットボトル 3,252 本 缶 4,301 本 瓶 420 本 } 7,973 本	生徒数 101 名 教職員数 22 名	

注 現在設置している自動販売機について、前年度に県が自動販売機設置者から徴収した貸付料を除く電気料金等の管理費用である。

生徒数は、5月1日現在の生徒数である。

生徒数は、県立学校再編整備により変動の可能性がある。